

(案)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 島村 宜伸 あて

農業資材審議会会長

種苗法第2条第6項の規定による重要な形質の指定について（答申）

平成16年11月17日付け16生産第4642号をもって諮問のあった標記の件については、妥当であると認める。